

附属小学校 学校いじめ防止基本方針（概要） 平成 29 年 6 月 1 日改定

【いじめに対する基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

本校は、学校教育目標に掲げる「未来を切り拓く人間」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

【いじめを未然に防止するために】

◇教職員による指導について

- 1 学級や学年、学校が児童の心の「居場所」となるよう、安心・安全な学校生活を保障し、「絆づくり」に取り組みます。
- 2 自己有用感や自尊感情を育む、教育活動を推進します
- 3 基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせます。
- 4 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 5 いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、道徳科・学級活動等の充実に努めます。
- 6 いじめの防止に向けて、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図ります。

◇児童に対して

- 1 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育みます。
- 2 児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育みます。
- 3 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図ります。
- 4 心身の発育・発達やストレスについて理解し、実践する力を育みます。

◇いじめ防止のための組織

- 1 「いじめ対策委員会」の設置

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

- 2 主な取組内容

- ・未然防止、早期発見の取組
- ・アンケート及び教育相談の実施
- ・児童の主体的な活動の推進

◇児童の主体的な取組

- 1 「たけのこタイム」（縦割り活動）による、仲間を大切に活動
- 2 仲間を大切にすることをねらいとした児童会活動、クラブ活動

◇家庭・地域との連携

- 1 PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行います。
- 2 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開します。

【早期発見・早期対応】

◇早期発見

- 1 児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がけます。
- 2 いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮します。
- 3 休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るとともに、教職員間で情報交換をしながら発見に努めます。
- 4 いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行います。
- 5 地域や関係機関と日常的な連携を深めます。

◇アンケート・教育相談

- 1 児童を対象としたアンケート調査
  - 2 保護者を対象としたアンケート調査
  - 3 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査
- ◇相談窓口
- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）
  - スクールカウンセラーの活用
  - 地域からのいじめ相談窓口
  - インターネットを通じて行われるいじめ相談

◇早期対応

- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたります。
- 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたります。